

鹿児島県理学療法士協会 臨床実習施設認証制度

【目的】

臨床実習施設で行われている理学療法士養成課程の臨床実習が、指定規則に従って適切に実施されているかを定期的に審査し、それを公表することにより、理学療法士養成課程実習生の臨床実習の質の維持向上に寄与することを目的とする。

【制度の概要】

臨床実習施設認証制度は、申請のあった施設に対して指定規則に沿った臨床実習が行われている施設であるかを鹿児島県理学療法士協会臨床実習支援推進委員会が審査し、認証する。審査方法は書類審査とする。質の維持向上及び指導者の在籍を確認することを目的に年度ごとの更新制とする。

【認証要件】

1. 厚生労働省の認める「臨床実習指導者講習会」を修了した常勤の臨床実習指導者（以下：実習指導者）が1名以上勤務している。
2. 実習生1名に対して実習指導者が1名以上勤務している。
3. 指定規則に沿った臨床実習を行っている。
4. 指定規則に沿った臨床実習のマニュアルを作成している。
5. 指定規則に沿った臨床実習の学生への説明文書を作成し、実習開始時のオリエンテーションで学生に説明の上、文書を交付している。
6. 実習指導者が、協会主催の臨床実習指導者研修会を継続的に受講し、質の維持向上に努めている。
更新時に施設において、過去3年間の研修受講数が5件以上、または過去3年間の研修受講数/申請時実習指導者在籍数の値が1.0以上。（協会主催とは日本理学療法士協会及び九州ブロック主催を含む。厚生労働省の臨床実習指導者講習会は含まない）
7. 申請する施設代表の実習指導者は鹿児島県理学療法士協会会員である。

【新規申請】

1. 申請時期：随時
2. 申請方法：申請フォームにて以下の2点を添付して申請する。
 - ① 代表する実習指導者の臨床実習指導者講習会修了証の写し
 - ② 学生への実習に関する説明交付文書

【更新申請】

1. 申請時期：毎年 4 月 1 日～4 月末日までとする。失効した施設は改めて新規申請となる。
2. 申請方法：申請フォームにて以下の添付書類を必要時に添付して申請する。

※変更や協会要請のない更新時は添付書類は不要とする。

- ①代表する実習指導者の臨床実習指導者講習会修了証の写し（変更時、協会要請時）
- ②学生への実習に関する説明交付文書（変更時、協会要請時）
- ③研修参加実績報告書（協会要請時）

【公表について】

認証施設は協会のホームページで、以下の項目の公表を行います。

1. 施設名
2. 施設住所
3. 施設連絡先（電話番号）
4. 代表する実習指導者氏名
5. 在籍する実習指導者数
6. 学生への実習説明文書の説明・交付の有無

【補足事項】

学生への実習に関する説明交付文書の審査ポイントについては、指定規則に沿った以下の点の説明があるかを確認審査します。

1. 実習は 1 単位を課題も含めて 40 時間以上 45 時間以内であることの説明
2. 臨床参加型実習であることの説明
3. 実習のスケジュール概要についての説明
4. 各種ハラスメント相談窓口の説明